

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業者の皆様へ

# 山田町事業者感染症対策・業態転換等 支援事業補助金のお知らせ

感染症拡大・長期化の影響を受ける事業者が取り組む「感染症対策」や「業態転換」に必要な費用（消耗品費）を補助します。

## 補助内容

対象者	町内中小企業、小規模企業者、個人事業者等 (町内に事業所を有する飲食業、小売業、サービス業または運輸業)
対象経費	<b>感染症対策または業態転換に係る「消耗品費」</b> (例: マスク・消毒液・テイクアウト用容器など一回の使用で使い切るまたは量が減るもの) ※令和4年4月1日～令和5年1月31日までに支出された費用が対象となります。 ※消耗品費以外(備品など)の費用は対象外となりますのでご注意ください。
補助額	<b>1事業者あたり4万円</b> ※店舗・事業所が複数ある場合は、各店舗ごとに申請可能
申請受付	・期日 令和4年4月15日(金)から令和5年2月28日(火)まで ・時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く)
申請場所	山田町役場 2階 水産商工課(山田町八幡町3-20)

## 申請に必要な書類等 (※各様式は町ホームページでもダウンロードできます)

- ① 交付申請書兼請求書(様式第1号) ※法人代表者・事業者印の押印が必要
- ② 補助事業の内容(様式第2号)  
※補助対象経費がわかる証拠書類(領収書等)を添付してください。
- ③ 交付申請チェックリスト(様式第3号)
- ④ 誓約書(様式第4号)
- ⑤ 申請者本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)  
※法人代表者・事業者本人が持参しない場合は、委任状(様式第5号)及び委任状を持参した代理人の本人確認ができる身分証明書
- ⑥ 通帳(補助金を受け取る口座)の写し (申請者本人の口座に限ります。)

## 問い合わせ

山田町 水産商工課 商工労働係 (電話: 0193-82-3111)